小郡市監查委員公表第19号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年11月30日

 小郡市監査委員
 髙 山
 晃

 小郡市監査委員
 井 上 勝 彦

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準 に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和3年10月18日から令和3年11月12日まで
- 2 監查対象 教育部 教育総務課
- 3 監査範囲 令和3年4月1日から令和3年8月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率 的に行われているかを主眼とした。

また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務及び物品管理事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に 基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応 じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

- 1 監査委員指摘事項(改善が必要であると認められるもの) 特になし
- 2 事務局指導事項(監査委員指摘事項に至らない軽微な事項)
- (1) 文書事務(2件)
 - ①文書管理が適正でないもの
 - ②決裁権者の設定が適正でないもの
- (2) 調定事務(1件)
 - ①調定時期が適正でないもの
- (3) 契約事務(4件)
 - ①契約書及び請書に不備があるもの
 - ②変更契約手続きがなされていないもの
 - ③予定価格調書の作成が適正でないもの
 - ④必要書類の提出がなされていないもの
- (4) 物品管理事務(3件)
 - ①備品台帳及び備品の管理が適正でないもの
 - ②公印台帳の整理ができていないもの
 - ③公印押なつ手続きが適正でないもの

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。 今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。